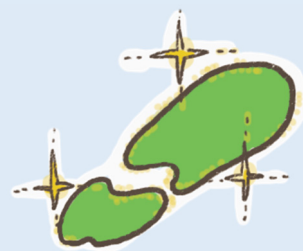


第2期



対馬市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
対馬市



はじめに

対馬市長 比田勝 尚喜



少子化の急速な進行や、地域のつながりの希薄化といった社会状況の変化、また、核家族化や就労形態の多様化など、家庭環境や地域における子育てを取り巻く環境は複雑、多様化しています。

このような中、本市においては、「自立と循環の宝の島 対馬」を目指し、「ひとづくり」「なりわいづくり」「つながりづくり」「ふるさとづくり」の4つの挑戦により、「若者でにぎわう希望の島」「地域経済が潤い続ける島」「支え合いで自立した島」「自然と暮らしが共存した島」を将来像とする「第2次対馬市総合計画」を平成27年度に策定し、島外への人口流出や少子化による人口減と地域経済の縮小を克服すべく、総合的に施策を推進しているところです。

また、「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」へ移行することにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援ニーズを反映した平成27年度からの5年を1期とする「対馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画」は第1期事業計画での取組の成果や課題等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」の考え方を基本に、「うちん子も だれん子も おっどん宝」の基本理念を引き継ぎ、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、様々なライフステージの中で、市民みんなで子どもを育むまちを目指して、施策を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「対馬市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様、策定に携わった多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 策定体制	3
第2章 対馬市の子ども・子育てに関する現状と課題.....	4
1 統計資料から見る現状	4
2 ニーズ調査結果の概要	9
3 教育・保育サービスの状況	21
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	25
1 基本理念・基本目標	25
2 家庭・地域・事業者・行政の役割	27
3 施策の体系（体系図）	28
第4章 施策の展開.....	29
基本施策1 出産・子育て支援の充実.....	29
基本施策2 教育・保育・生活環境の支援と整備	32
基本施策3 仕事と家庭が両立できる職場環境支援.....	33
基本施策4 健やかな成長のための支援	34
基本施策5 子どもの生きる力（郷土愛）の育成	36

第5章 子ども・子育て支援事業計画.....37

- 1 教育・保育提供区域の設定37
- 2 教育・保育の提供体制の確保38
- 3 地域子ども・子育て支援事業の充実41
- 4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実47
- 5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....48
- 6 新・放課後子ども総合プランに基づく取組49

第6章 子どもの貧困に関する取組.....51

- 1 子どもの貧困に関する現状と課題.....51
- 2 取組の方向性.....55
- 3 取組の内容57

第7章 計画の推進体制.....63

- 1 関係機関等との連携.....63
- 2 計画の達成状況の点検・評価63

資料編.....64

- 1 対馬市子ども・子育て会議設置条例64
- 2 対馬市子ども・子育て会議委員名簿66



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速な少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、わが国では、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するための「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施され、共働き家庭等における「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取組が進められています。

このような状況の下、平成26年度に策定しました第1期事業計画が令和元年度末で終了することから、第1期事業計画での取組の成果や課題等を踏まえ、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かく切れ目のない支援による子育てや子育て環境の充実に取組むための、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期対馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。



2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

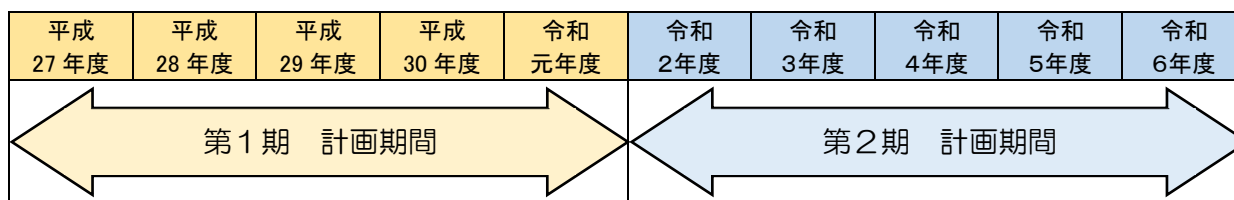
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子育て条例行動計画」や、市の上位計画である「対馬市総合計画」、及び市の各種関連計画である「対馬市障害者計画」、「対馬市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康つしま21計画（対馬市健康増進計画）」、「対馬市男女共同参画計画」等との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。



5 策定体制

(1) 対馬市子ども・子育て会議における審議

本計画の内容を審議し、意見が広く反映されるよう、子どもの保護者、支援事業従事者、学識経験者、教育関係者から構成される「対馬市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。



第2章 対馬市の子ども・子育てに関する現状と課題

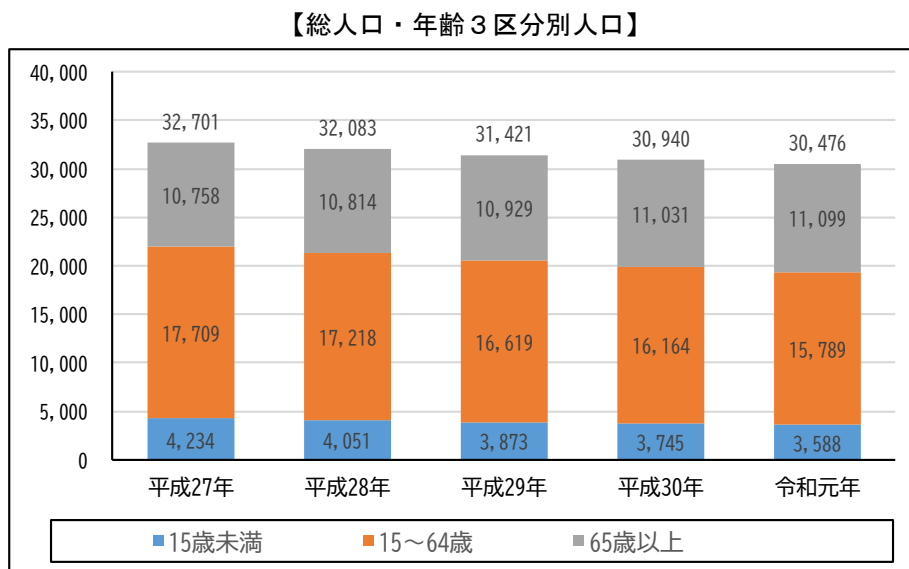
1 統計資料から見る現状

(1) 人口の推移

全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本市においても同様の傾向が見られます。平成27年の総人口が32,701人であったのに対して、令和元年では30,476人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にあり、15歳未満の人口は減少傾向にあります。

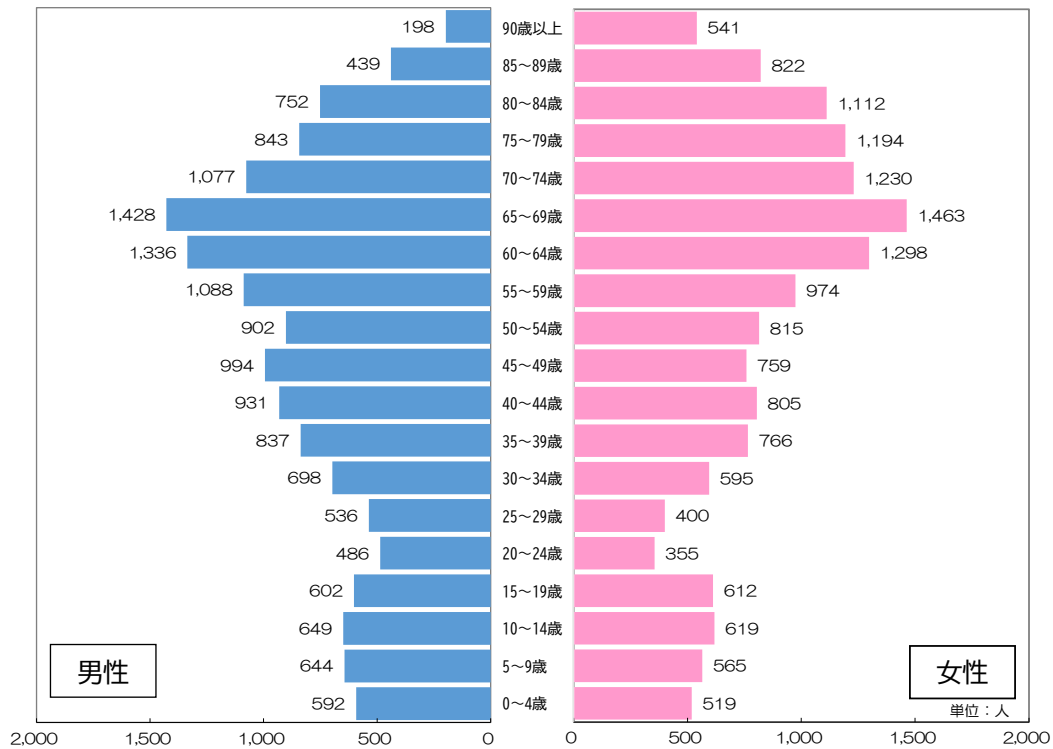
また、平成30年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっており、20～24歳の層が最も少なくなっています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）



【人口ピラミッド（令和元年）】



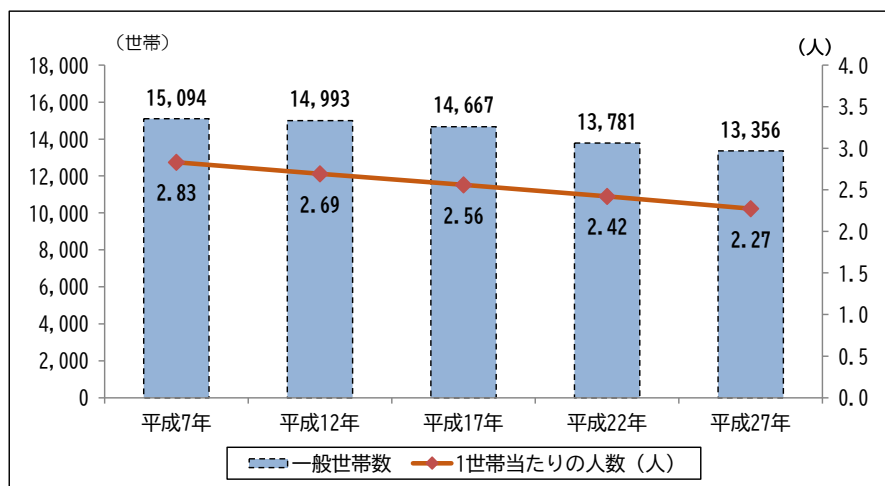
※住民基本台帳

(2) 世帯の動向

少子化・人口減少と核家族化の進行により、世帯数、1世帯当たりの人員数ともに減少傾向にあります。

一方、ひとり親世帯数も近年は減少傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年で237世帯となっています。

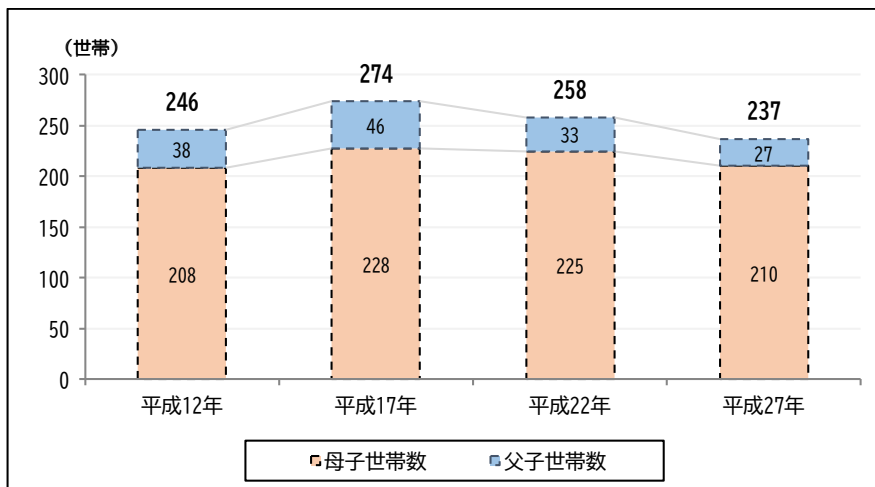
【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



※国勢調査



【母子世帯数・父子世帯数】



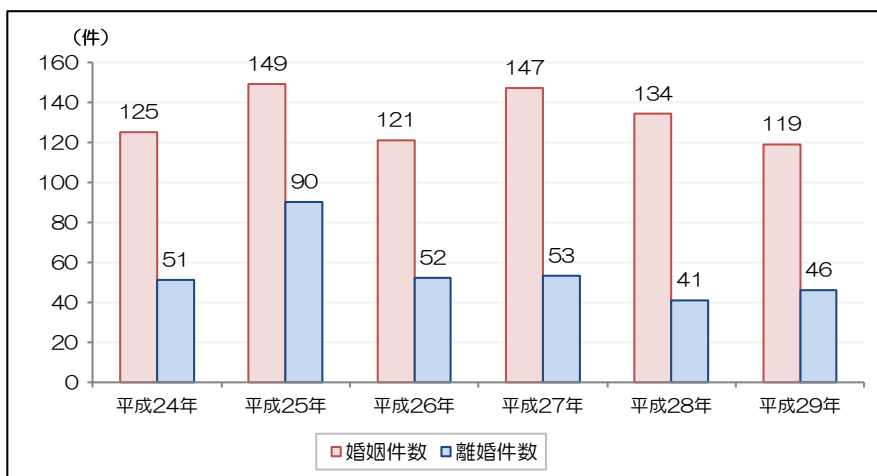
※国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は緩やかな減少傾向であり、離婚数はほぼ横ばいの傾向にあります。平成29年の婚姻件数は119件、離婚件数は46件となっています。

また、年代別の未婚率では、男女ともに25歳～29歳と35歳～39歳の年代層において未婚率が上昇傾向にあり、本市においても晩婚化の流れとなっていることが分かります。

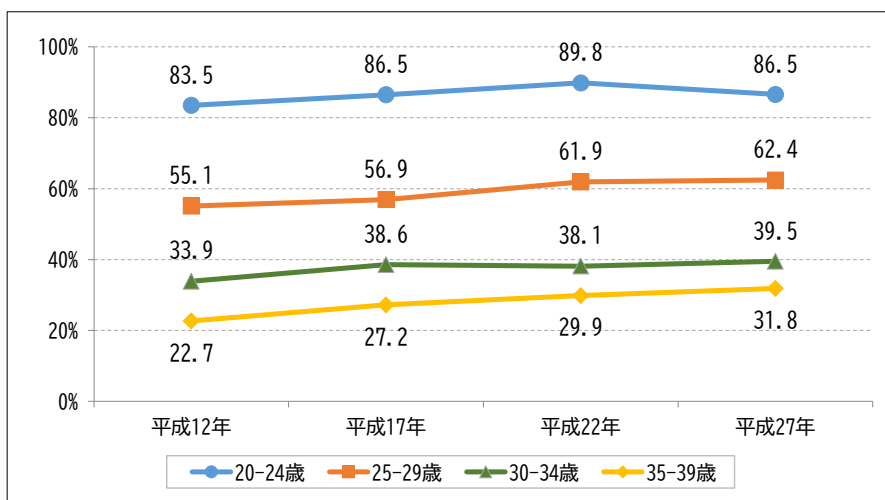
【婚姻件数・離婚件数】



※長崎県衛生統計年報（人口動態編）

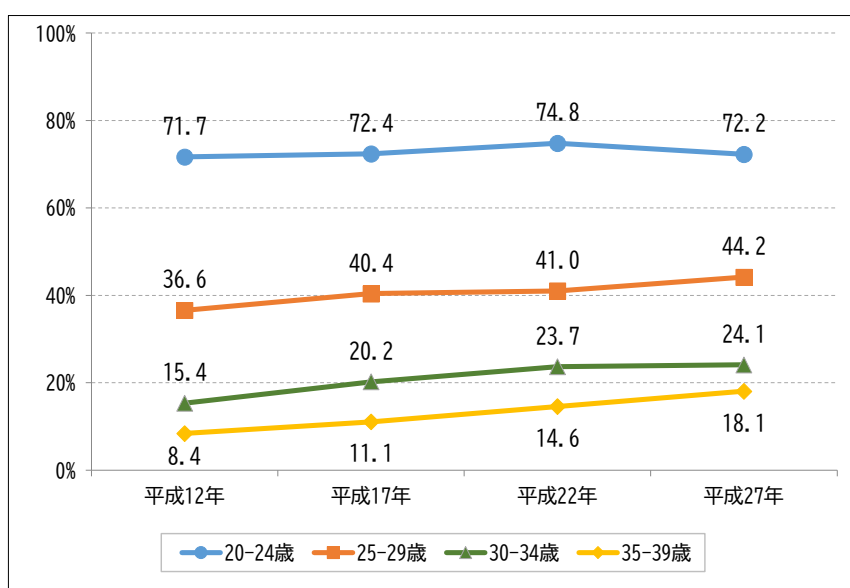


【年代別未婚率 男性】



※国勢調査

【年代別未婚率 女性】



※国勢調査

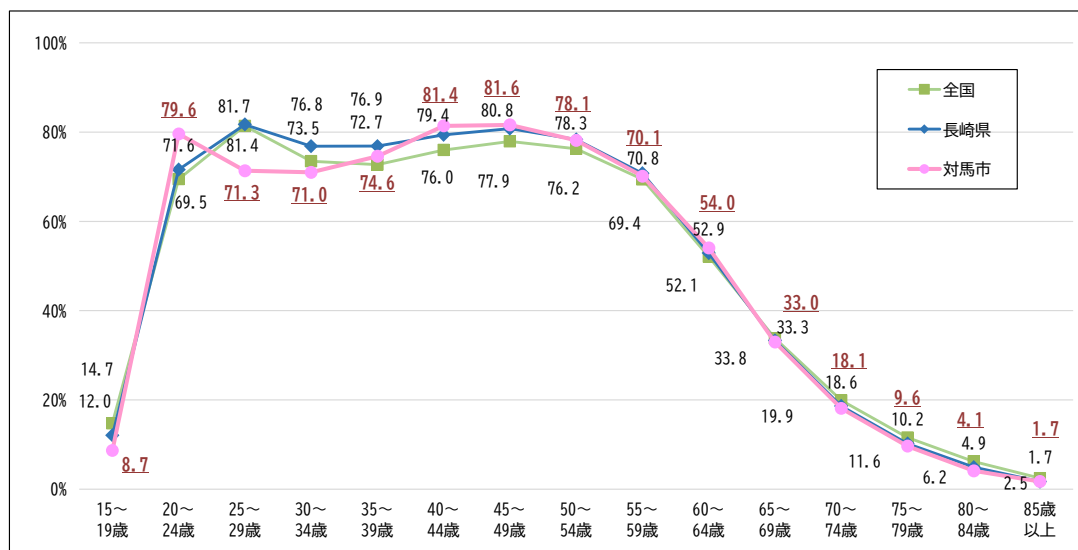


(4) 女性の就労の状況

対馬市の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を国、県と比較すると、25～34歳の区分において労働力率は下回っています。

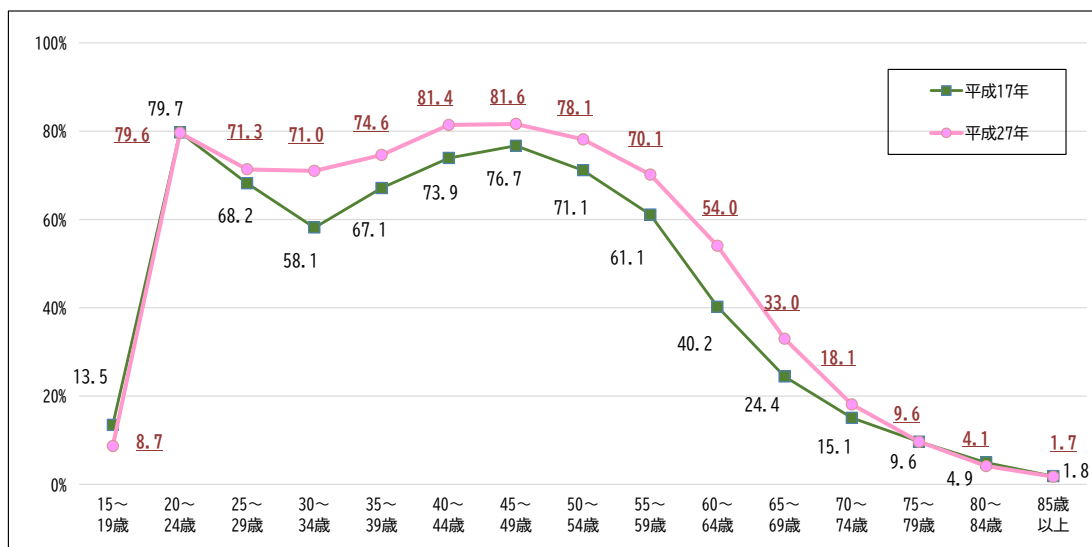
また、平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、長崎県比較）】



※国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



※国勢調査



2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）に基づき平成 27 年 3 月に策定した「対馬市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和元年度に終了することに伴い、新たに「第 2 期対馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

調査時期	平成 31 年 3 月			
調査対象者	対馬市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数	未就学児	1,092 件	就学児	1,089 件
有効回収数		628 件		592 件
有効回答率		57.5%		54.4%

■集計にあたっての注意点

- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=〇〇」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。



(3) 調査結果から見える課題

1 子どもの育ちをめぐる環境

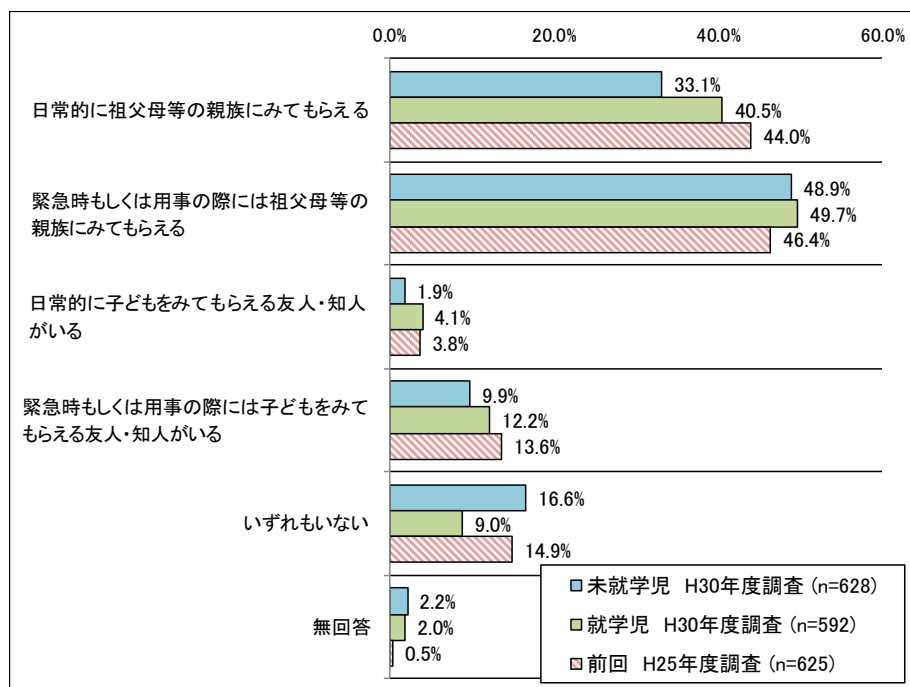
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、未就学児の保護者で33.1%、就学児の保護者で40.5%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は未就学児の保護者で48.9%、就学児の保護者で49.7%となっていることから、おおむね半数程度の方は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は、未就学児の保護者で1.9%、就学児の保護者で4.1%となり、かなり少ない割合となっています。

反面、支援が身近に「いずれもない」比率は未就学児では16.6%、就学児の保護者では9.0%となっています。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を整えていく必要があります。

子育てをする上で、気軽に相談できる相手を複数回答で聞いたところ、「祖父母等の親族」と「友人や知人」の割合が高くなっていることから、複数の相談先をもっている保護者が多数であることがうかがえます。また、「保健所・保健センター」「民生委員・児童委員」「子育て関連担当窓口」との回答は少なくなっています。

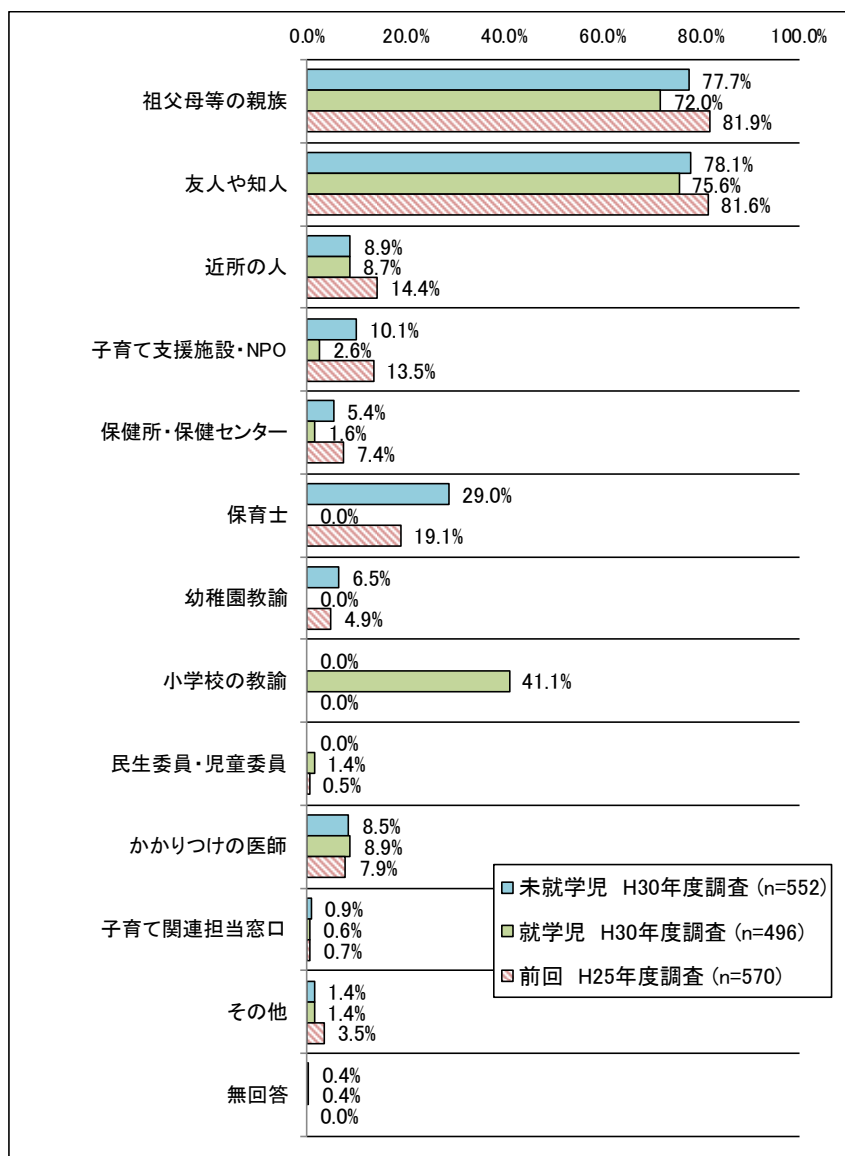
子どもの成長段階や家族構成によって、悩みも変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談の窓口について周知を拡大していくことが必要であり、気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

■子どもをみしてくれる知人・友人の有無





■気軽に相談できる人・場所





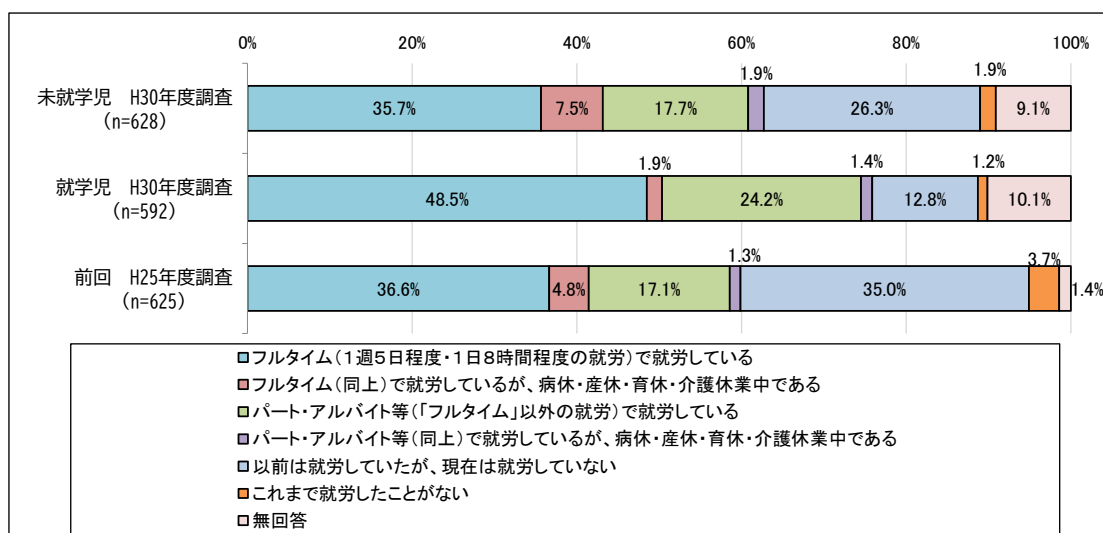
2 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、未就学児の保護者については、『フルタイム就労』が43.2%、『フルタイム以外で就労』が19.6%、『就労していない』人が28.2%となっています。就学児の保護者については、『フルタイム就労』が50.4%、『フルタイム以外で就労』が25.6%、『就労していない』人が14.0%となっています（育児休業中等も含む）。多くの母親が、子育てをしながら就労している様子がうかがえ、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。また、前回調査と比較すると、就労している母親は増加していると考えられ、母親の就労意欲の向上や、働く環境が整備されてきている様子がうかがえます。

関連して、未就学児の保護者における育児休業取得の状況をみると、母親の育児休業取得の割合は35.4%となっており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透してきていることがうかがえます。

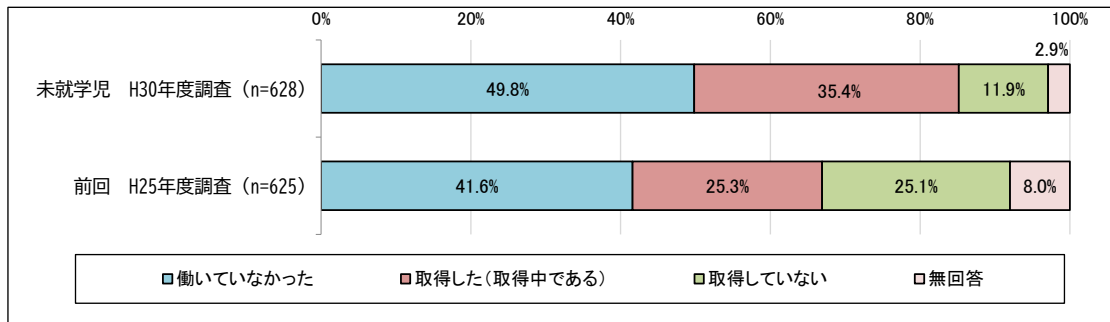
育児休業を取得しなかった理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」（26.7%）が最も高く、次いで「その他」（24.0%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（20.0%）となっており、今後も継続して、さらなる雇用主及び被雇用者への周知徹底が求められています。

■ 母親の就労状況

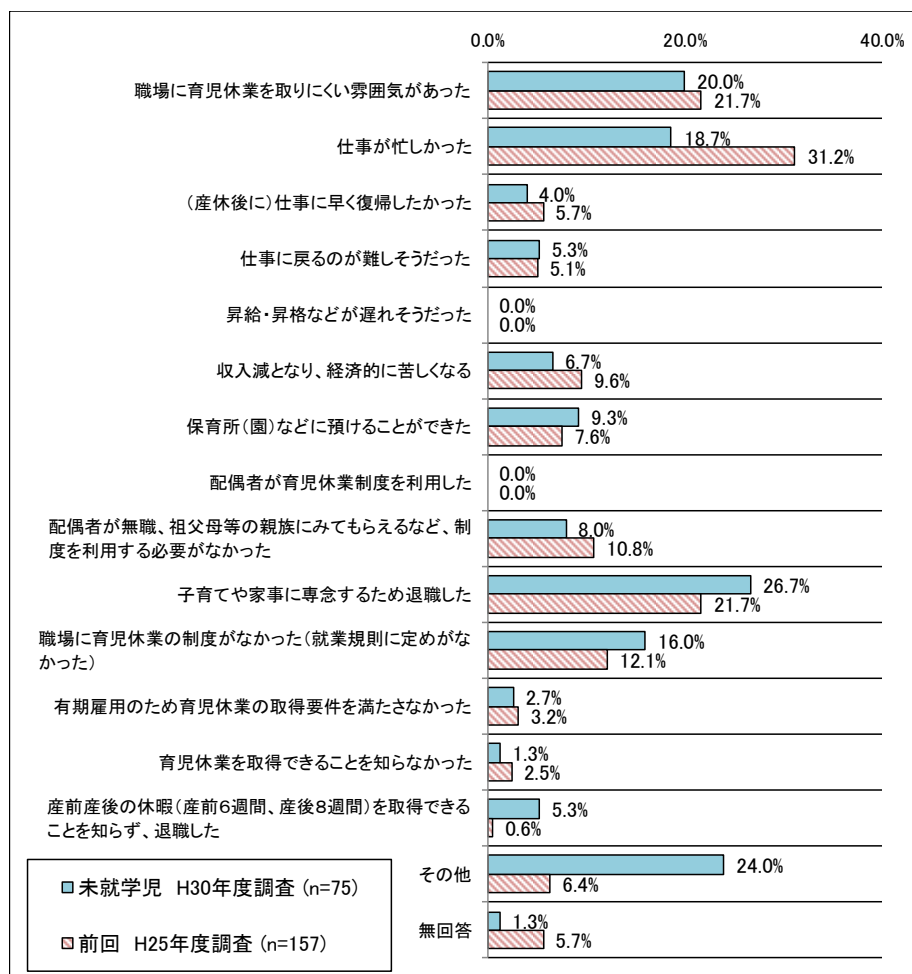




■ 育児休業の取得状況（母親）



■ 育児休業をとっていない理由（母親）



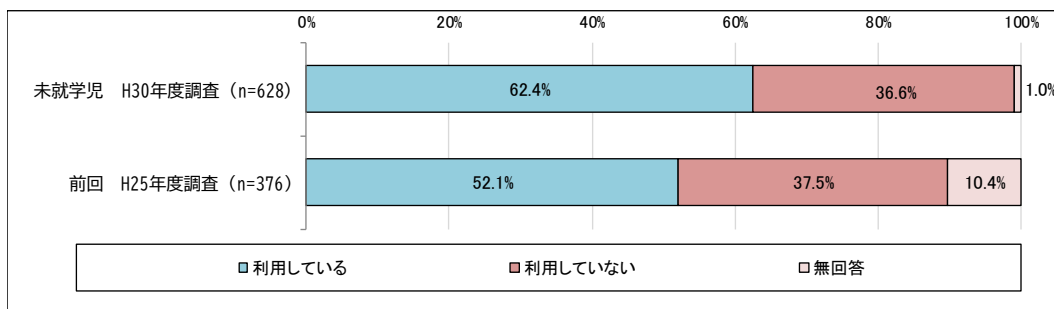


3 教育・保育の利用状況と利用意向

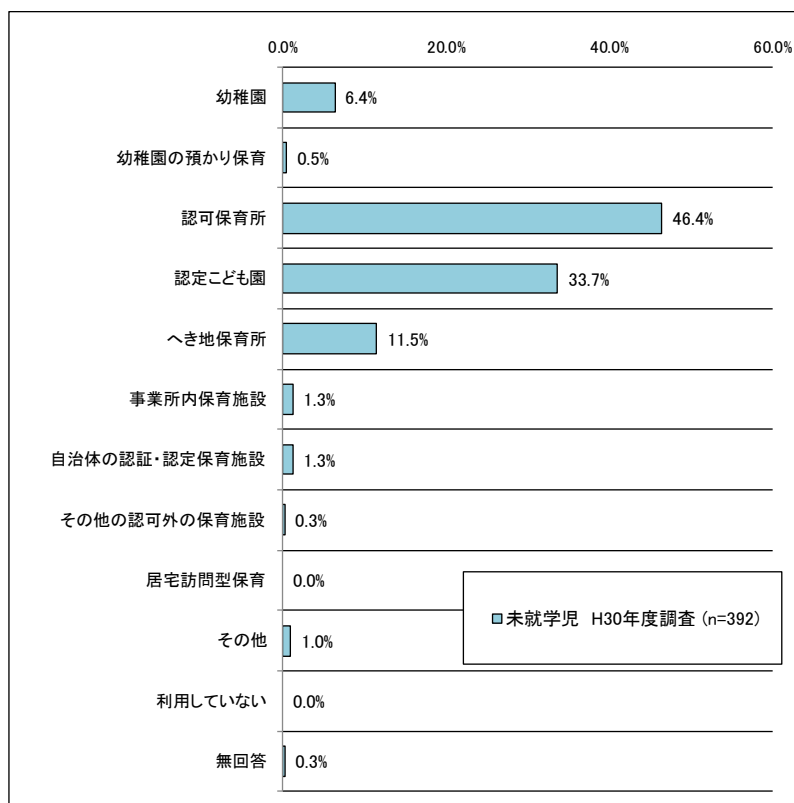
未就学児の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は62.4%となっており、これは、就労している母親の割合（62.8%）とほぼ同数となっています。利用している施設は、「認可保育所」が46.4%、「認定こども園」が33.7%、「へき地保育所」が11.5%、「幼稚園」が6.4%となり、合わせて98.0%となっています。今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児保育料の無償化の実施により、事業の利用者増が見込まれていますが、対馬市においては、現在でも事業を利用している人の割合が高いことから、利用者数の急激な変化はないものと思われます。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育園」が49.0%、「認定こども園」が42.0%、「幼稚園」が25.2%となっており、現在の利用状況と比較すると、認定こども園及び幼稚園に対する潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

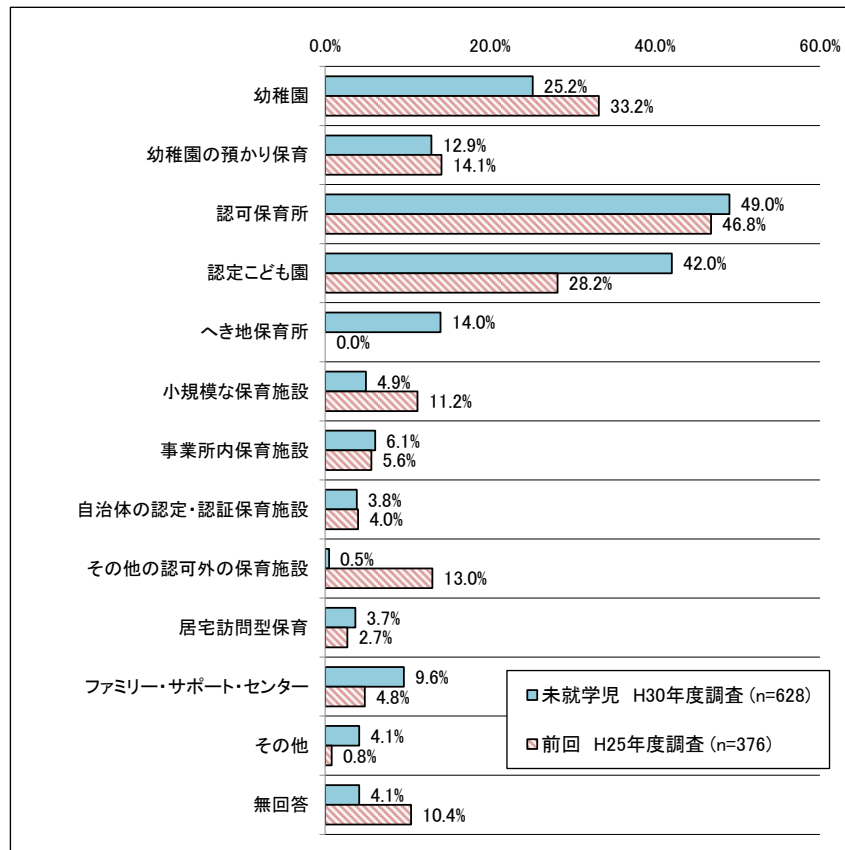


■ 現在利用している定期的な教育・保育事業





■「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

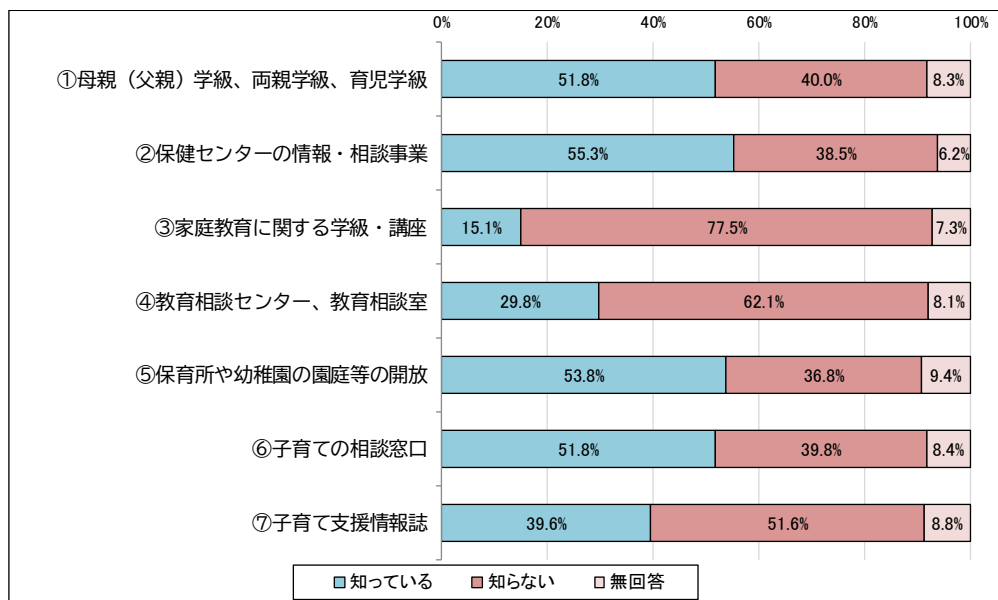


4 市が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

市が実施している主な子育て関連事業の認知度では、「保健センターの情報・相談事業」(55.3%) が最も高くなっています。

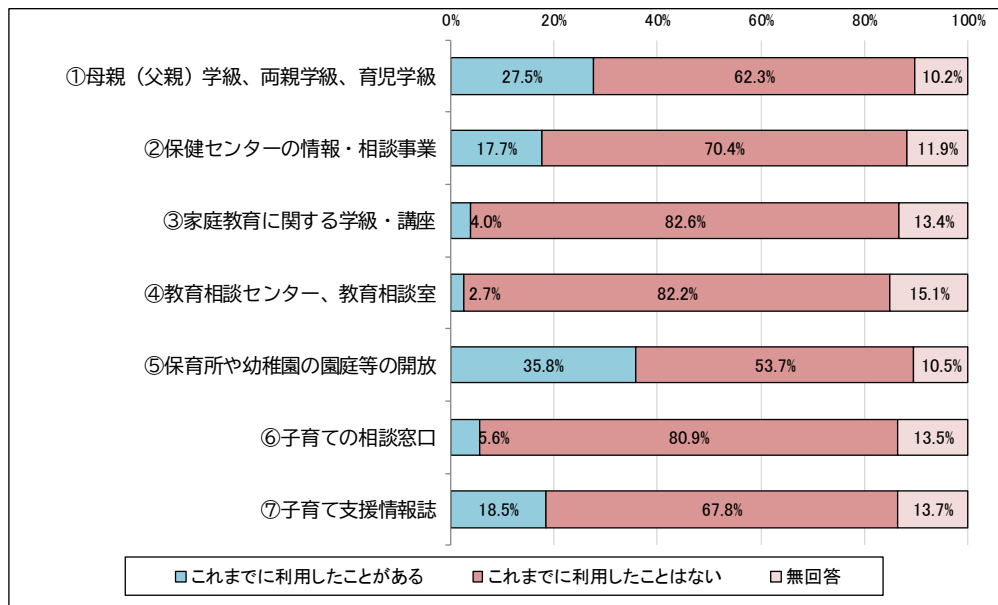
今後は各事業の認知から経験に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

■子育て関連事業の認知度

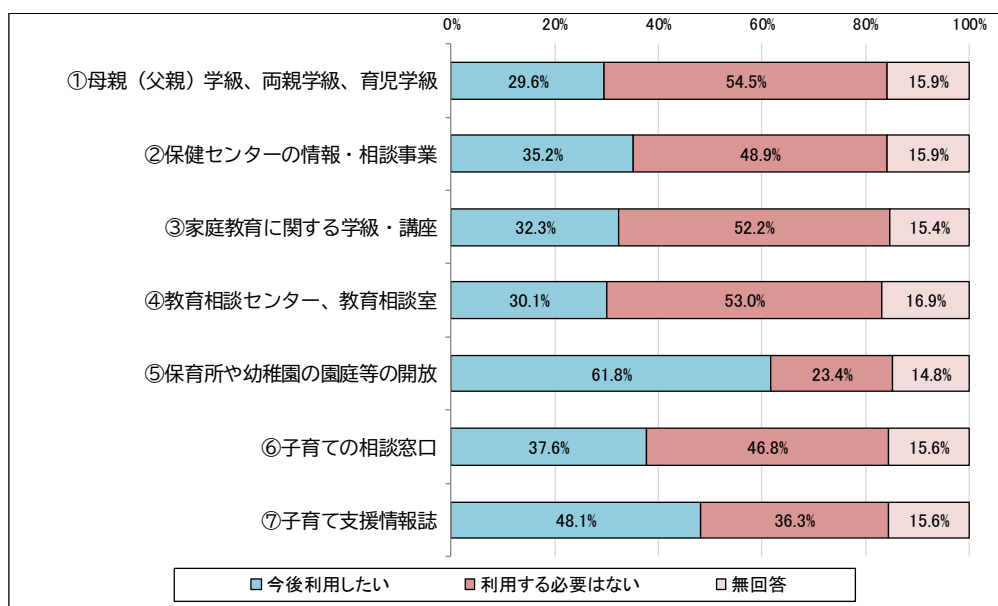




■子育て関連事業の現在の利用状況



■子育て関連事業の今後の利用意向





5 小学生における放課後の過ごし方

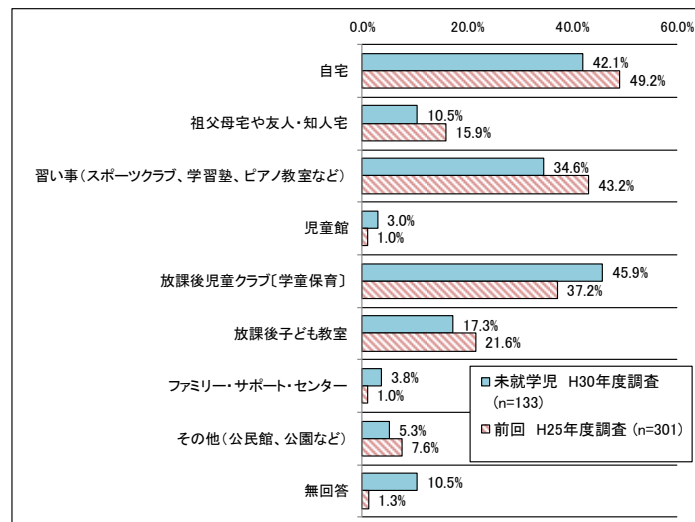
未就学児の保護者の小学校入学後における放課後の過ごし方の希望は、低学年（１～３年生）では「放課後児童クラブ（学童保育）」が45.9%と最も高く、次いで「自宅」が42.1%となっています。

一方、就学児が現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が64.5%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が16.9%となっており、低学年における希望と就学児の現状に違いが見られます。また、未就学児の保護者で高学年（４～６年生）時の希望は、「自宅」が57.1%、「習い事」が54.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.8%となっています。

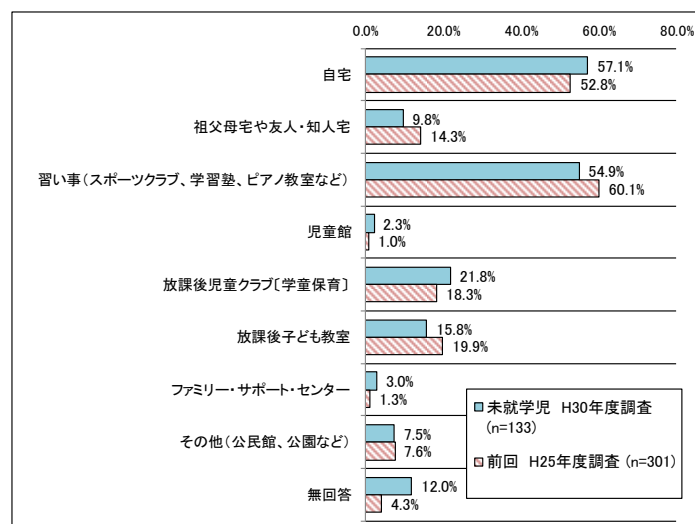
また、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望のうち、未就学児では土曜日に７割程度、日曜・祝日に３割程度が利用を希望しています。

働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるとともに、多様なニーズを踏まえた開設時間の見直しなど学童保育を維持していくことが求められています。

■ 低学年の放課後の過ごし方の希望

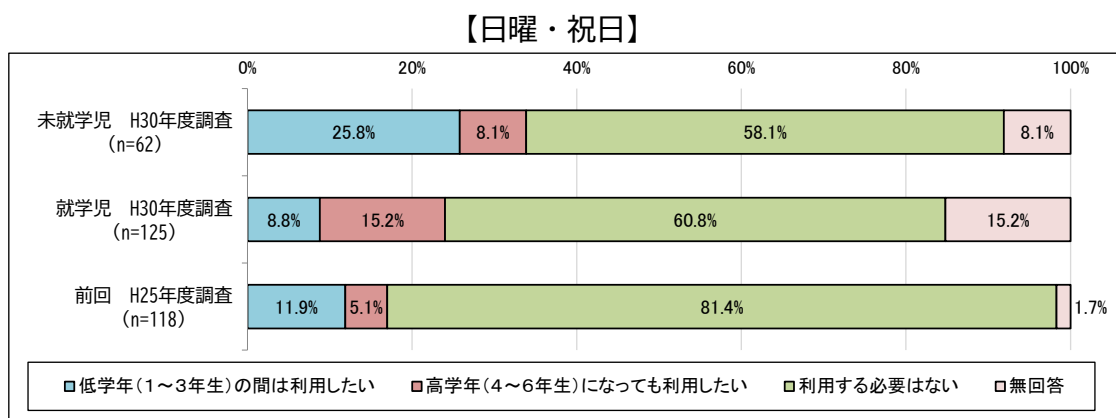
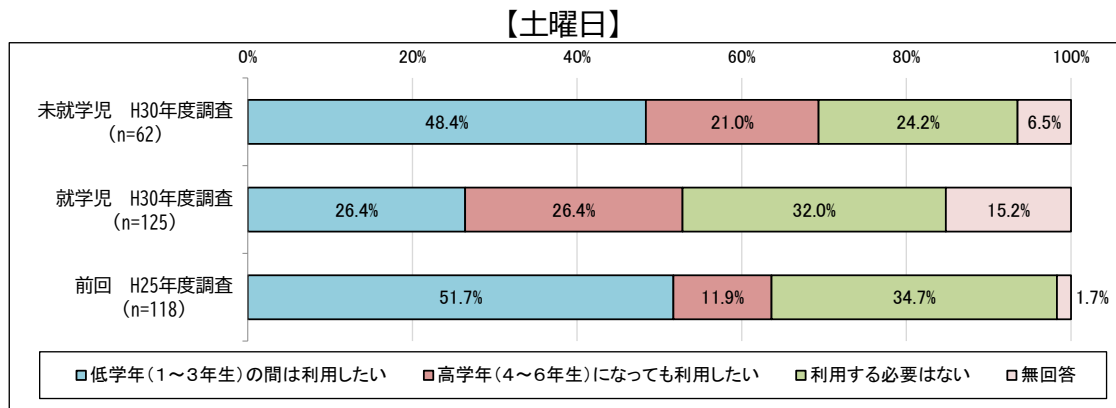


■ 高学年の放課後の過ごし方の希望

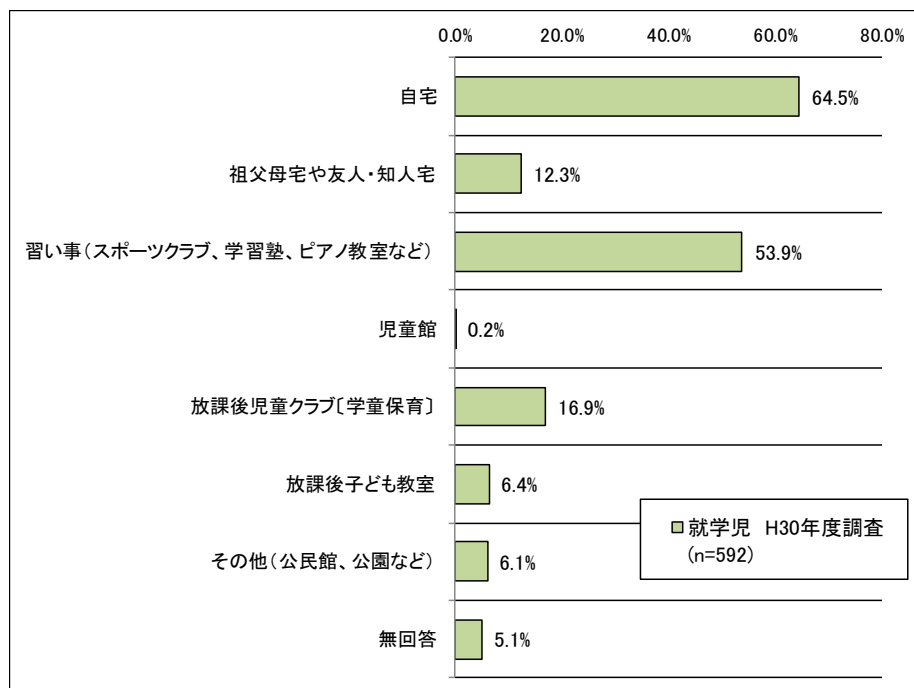




■土曜日、日曜・祝日の利用意向（未就学児）



■放課後の過ごし方（就学児）





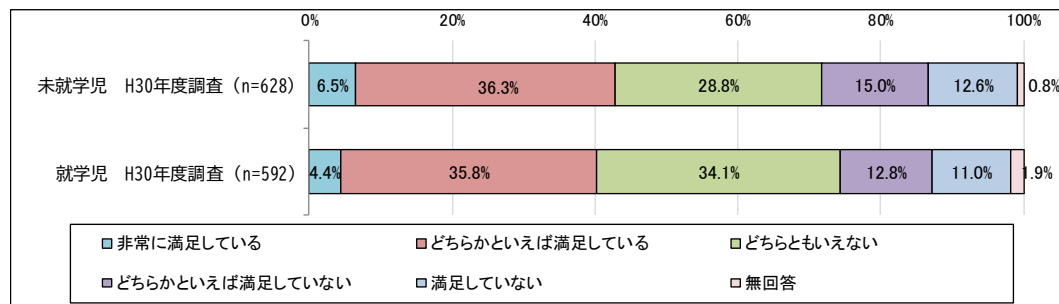
6 子育ての環境や支援への満足度

お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度については、未就学児においては「どちらかといえば満足している」(36.3%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(28.8%)、「どちらかといえば満足していない」(15.0%)の順となっており、就学児においては「どちらかといえば満足している」(35.8%)が最も高く、次いで「どちらともいえない」(34.1%)、「どちらかといえば満足していない」(12.8%)の順となっています。

また、安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うことについては、未就学児・就学児ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をさらに充実すること」(未就学児：59.2%、就学児 55.1%)が最も高くなっており、次いで「地域で子どもが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やすこと」(未就学児：46.0%、就学児：43.6%)となっています。

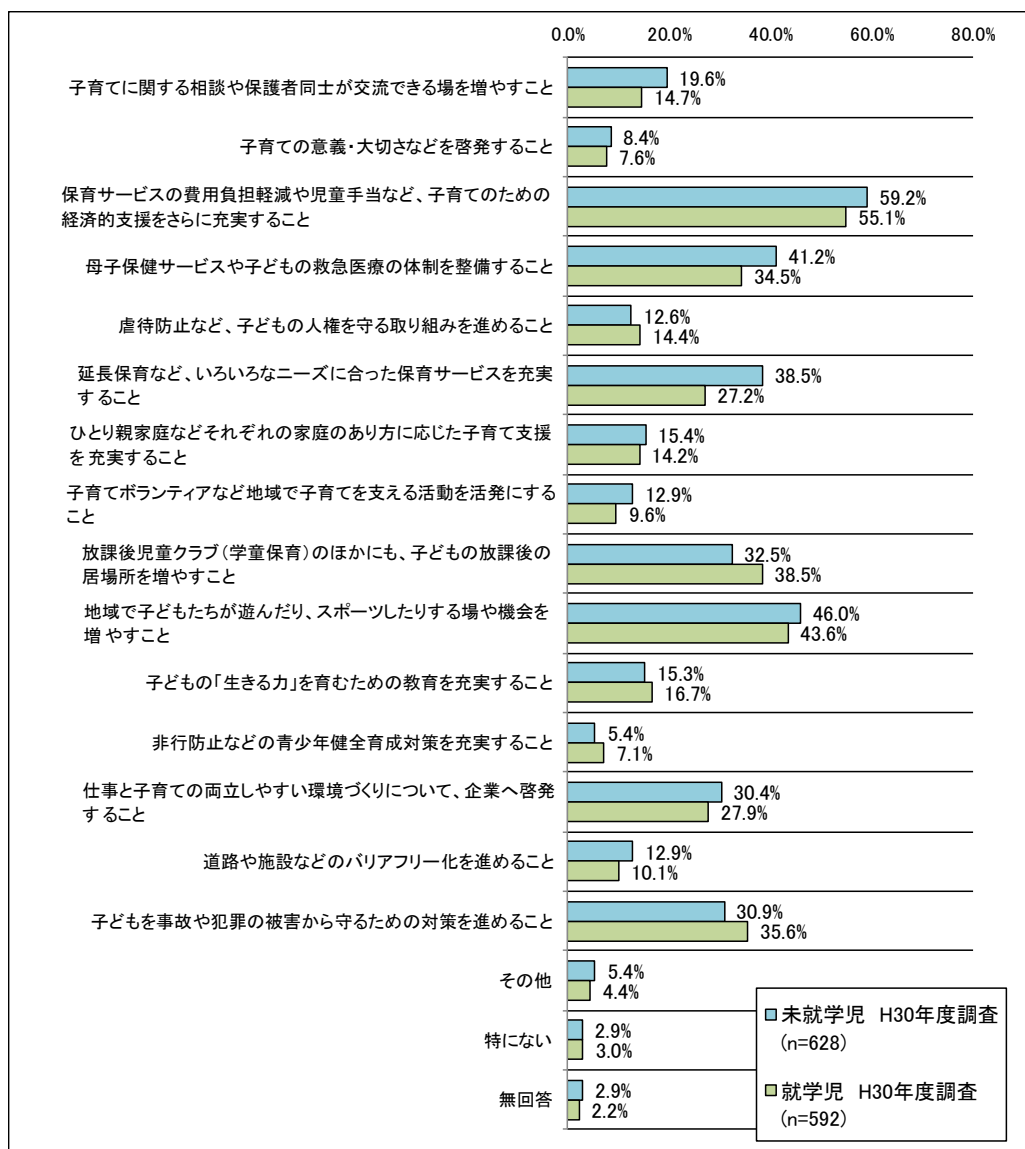
他に、未就学児では「延長保育など、いろいろなニーズに合った保育サービスを充実すること」(38.5%)、就学児では「放課後児童クラブ(学童保育)のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やすこと」(38.5%)が高くなっており、経済的なこと、保育サービスの充実に関すること、放課後の居場所に関することと、要望は多岐に渡っていることがうかがえます。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度





■安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、充実してほしいと思うこと





3 教育・保育サービスの状況

(1) 第1期計画における量の見込みと実績の比較

第1期計画期間である平成27年度から令和元年度における、量の見込みと実績を比較すると、平成27年度及び令和元年度においては、実績が見込みを上回る状況でした。

認定区分別に見ると、2号認定及び3号認定（1・2歳）において、第1期計画における量の見込みを大きく上回っている状況です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①第1期計画における 量の見込み	1,031	1,106	1,082	1,018	975
1号認定	199	214	213	201	191
2号認定	499	536	533	499	481
3号認定(0歳)	73	83	80	76	71
3号認定(1・2歳)	260	273	256	242	232
②実績	1,063	963	985	1,013	1,006
1号認定	207	118	127	138	122
2号認定	593	566	575	555	567
3号認定(0歳)	35	42	45	62	43
3号認定(1・2歳)	228	237	238	258	274
差異(②-①)	32	▲143	▲97	▲5	31

(人／年)



(2) 地域子ども子育て支援事業

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	34,776	35,880	33,852	31,098	30,408
②実績	27,060	20,022	21,343	21,967	20,150
差異（②－①）	▲7,716	▲15,858	▲12,509	▲9,131	▲10,258

（人日／年）

②一時預かり事業

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。実績は減少傾向で推移しています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	4,328	4,192	4,060	3,913	3,771
②実績	693	526	336	334	355
差異（②－①）	▲3,635	▲3,666	▲3,724	▲3,579	▲3,416

（人日／年）

③延長保育事業

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。実績は減少傾向で推移しています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	4,044	4,272	4,128	3,892	3,732
②実績	637	259	232	181	200
差異（②－①）	▲3,407	▲4,013	▲3,896	▲3,711	▲3,532

（人／年）



④病児保育事業

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。実績は平成30年度から令和元年度にかけて増加しており、今後もニーズが増加することが考えられます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	1,255	1,323	1,284	1,201	1,156
②実績	216	136	121	136	190
差異(②-①)	▲1,039	▲1,187	▲1,163	▲1,065	▲966

(人日/年)

⑤放課後児童健全育成事業

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。実績はほぼ横ばいで推移していますが、今後は近年の社会的な動向に注視して、ニーズに対応していくことが重要であると考えられます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	530	518	495	483	472
②実績	235	262	278	285	271
差異(②-①)	▲295	▲256	▲217	▲198	▲201

(人/年)

⑥妊婦健康診査

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを大きく上回っている状況でした。少子化の影響もあり、実績は減少傾向で推移しています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	1,321	1,296	1,273	1,236	1,220
②実績	2,904	2,861	2,768	2,412	2,400
差異(②-①)	1,583	1,565	1,495	1,176	1,180

(延べ人数)

**⑦乳児家庭全戸訪問事業**

第1期計画期間の各年度において、実績は量の見込みを下回っている状況でした。少子化の影響もあり、実績は減少傾向で推移しています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	273	278	272	275	280
②実績	244	244	171	129	200
差異 (②－①)	▲29	▲34	▲101	▲146	▲80

(人／年)

⑧養育支援訪問事業

第1期計画期間の各年度において、平成29年度のみ実績が量の見込みを上回っている状況でした。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
①量の見込み	25	23	20	22	28
②実績	7	14	26	16	20
差異 (②－①)	▲18	▲9	6	▲6	▲8

(支援対象人数／年)





第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本市では、第1期計画において「うちん子も だれん子も おっどん宝」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「対馬市で子育てができてよかった」、「対馬市で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

うちん子も だれん子も おっどん宝

また、基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 安心して妊娠・出産ができる島

母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

基本目標2 子どもが安心して遊び、学ぶことができる島

子どもの個性を大切にしながら、互いを思いやり尊重する豊かな人間性を養い、確かな学力を身に付けることができるよう、地域の教育力の向上に努め、学校教育の充実を図ります。また、子どもがいきいきと遊べる環境づくりや多様な体験の場と機会を提供するとともに、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標3 子育てと仕事が両立できる島

子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えに沿って、男女が互いによりパートナーとして共に家事・育児を担うことへの環境づくりに向けた取組を進めるとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備や子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。



基本目標4 子どもが健やかに成長できる島

子どもは、社会の未来を担う存在であり、次代の親になっていく大切な宝です。

すべての子どもが心身ともに健康で、ふるさとである対馬に愛着と誇りをもって豊かに育つことができ、職業や結婚、子育てなど自分の人生を主体的に選択し、社会と関わりを持ちながら自立した生き方ができるように支援していきます。

基本目標5 地域を愛せる心豊かな子どもを育む島

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育ての基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取組みます。

また、子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。





2 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

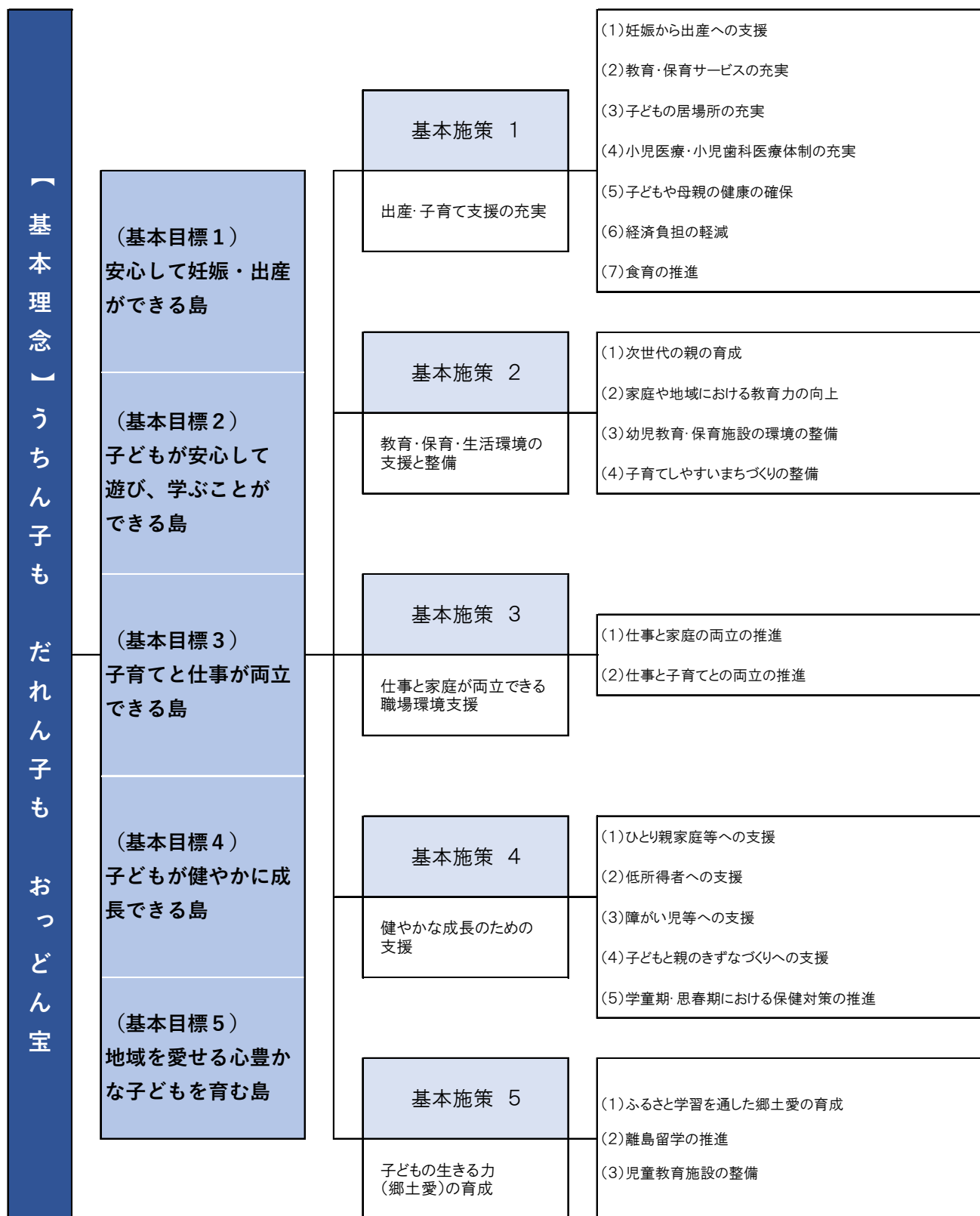
(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。



3 施策の体系（体系図）





第4章 施策の展開

基本施策1 出産・子育て支援の充実

(1) 妊娠から出産への支援

事業・取組名	内容	担当課
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	いきいき健康課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	いきいき健康課
安心出産支援事業	安全な出産に備え、出産予定間近の上対馬町、上県町にお住まいの妊婦に対して、交通費及び宿泊費を助成します。	いきいき健康課

(2) 教育・保育サービスの充実

事業・取組名	内容	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども未来課
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	こども未来課
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	こども未来課



(3) 子どもの居場所の充実

事業・取組名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	こども未来課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こども未来課
地域子ども教室推進事業	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得ながら、放課後の時間や土曜日を活用して、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの取組を推進します。	生涯学習課

(4) 小児医療・小児歯科医療体制の充実

事業・取組名	内容	担当課
休日・夜間診療体制の構築及び拡充	すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関、医師会・歯科医師会などと連携し、休日・夜間診療体制の構築及び拡充を図ります。	いきいき健康課
必要な医療を適切に受けることができる仕組みづくり	育成医療事業、未熟児養育事業の実施や小児慢性特定疾病などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取組めます。	福祉課



(5) 子どもや母親の健康の確保

事業・取組名	内容	担当課
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を行います。	いきいき健康課

(6) 経済負担の軽減

事業・取組名	内容	担当課
児童手当・児童扶養手当	児童手当は、中学生以下の子供を扶養する保護者等に対し手当（金銭）を支給します。 児童扶養手当は、ひとり親家庭等の児童を養育している人に支給します。（所得制限有り）	こども未来課
乳幼児等福祉医療費助成事業	小学校就学前までの乳幼児と中学校卒業までの子どもを対象に、その保護者の方に対し、保険診療に係る自己負担額から福祉医療費の自己負担額（医療取扱機関ごとに1日につき800円。ただし、1月につき同一の医療機関に支払った合計額が1,600円を超えるときは、1,600円）を差し引いた額を助成します。	福祉課
幼児教育・保育の無償化	幼児教育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑みて実施します。給食費に係る副食費の費用についても、一律無償化に向けて検討します。	こども未来課

(7) 食育の推進

事業・取組名	内容	担当課
食育推進事業	ライフステージに応じた食育の推進に努めます。	いきいき健康課



基本施策2 教育・保育・生活環境の支援と整備

(1) 次世代の親の育成

事業・取組名	内容	担当課
ココロねっこ運動推進事業	ココロねっこ10（テン）に基づいた啓発活動等を行い、ココロねっこ運動を推進することで、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる地域づくりに取組みます。 例) つしまっ子家庭教育10か条ポスターによる啓発活動	生涯学習課

※ココロねっこ運動とは、「子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動」です。

(2) 家庭や地域における教育力の向上

核家族化の進行などを背景に、子育ての場である家庭の養育力（子育て力）の低下が言われていることから、家庭での子育て力が向上するよう支援するとともに、学校教育や公民館事業を通じて、親子が地域と接する交流会の充実を目指します。

事業・取組名	内容	担当課
子育て世帯と地域の交流機会の充実	学校と公民館が連携した事業を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を図ります。	生涯学習課
公民館事業の充実	公民館における家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業の充実を図ります。	生涯学習課

(3) 幼児教育・保育施設の環境の整備

事業・取組名	内容	担当課
施設維持管理整備	保育所配置計画に基づき、子どもたちが安心して園生活を送ることが出来るよう、安全な保育環境を整備します。	こども未来課



(4) 子育てしやすいまちづくりの整備

事業・取組名	内容	担当課
子育て応援住宅支援事業	多子世帯や新たに3世代で同居・近居するための住宅の新築や取得・改修する費用を補助し、安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援します。	こども未来課
非行防止・環境浄化対策事業	市内の各店舗等への立入調査・環境実態調査等を行うことで、子どもたちの非行防止及び健全育成を推進します。	生涯学習課

基本施策3 仕事と家庭が両立できる職場環境支援

(1) 仕事と家庭との両立の推進

事業・取組名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	「対馬市男女共同参画計画」の内容を踏まえ、父親・母親の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。	総務課

(2) 仕事と子育てとの両立の推進

事業・取組名	内容	担当課
子育て家庭の望ましい働き方の実現に向けた周知・啓発	市民だけでなく事業所や地域社会などに向けて、子育て世帯の労働環境や雇用環境の改善・充実を目的とした周知・啓発を推進します。	こども未来課





基本施策4 健やかな成長のための支援

(1) ひとり親家庭等への支援

事業・取組名	内容	担当課
ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭の生活支援のための講演会・研修会等を実施し、生活の向上を図ります。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金事業	就業促進を図るため、就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の6割の額（上限20万円、下限1万2千円）を支給し、生活費の負担軽減を行います。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	専門的な資格取得を容易にするため、母子家庭の母が1年以上養成機関で修業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。また、就学期間終了後に終了支援給付金が支給されます。	こども未来課

(2) 低所得者への支援

事業・取組名	内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所づくり、学習の重要性について保護者の理解を促進しつつ、子どもの学力向上と子育て世代の負担軽減を図ります。	保護課

(3) 障がい児等への支援

事業・取組名	内容	担当課
障害児通所支援事業	発達に心配のある子どもや障がいを持つ子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	福祉課



事業・取組名	内容	担当課
障害児保育事業	私立保育園等において、障がい児担当保育士等の雇用経費を補助して、障がい児の積極的な受入体制を整備し、保護者の育児・就労支援を行います。	こども未来課
就学相談	障がいのある子どもへの適切な教育支援のために、保護者に対して相談事業及び就学に関する情報提供を行い、今後の支援のあり方について助言します。 (年2回)	学校教育課

(4) 子どもと親のきずなづくりへの支援

事業・取組名	内容	担当課
児童虐待ゼロプロジェクト事業	妊娠から出産後まで親子と深い関わりを持つ医療機関と、行政（市の母子保健部局）が情報を共有し、市と医療機関の連携による、切れ目のない支援を行うことで楽しい子育てをサポートし、児童虐待の未然防止に努めます。	いきいき健康課

(5) 学童期・思春期における保健対策の推進

事業・取組名	内容	担当課
教育支援センター みちしるべ	不登校、不登校傾向の児童生徒に対して、学校適応、学校復帰等を目指した指導支援を行います。	学校教育課
保育所等訪問	各地区の就学担当、保健師とともに保育所、幼稚園、認定こども園を訪問し、就学前の児童の実態把握を行います。	学校教育課



基本施策5 子どもの生きる力（郷土愛）の育成

（1）ふるさと学習を通じた郷土愛の育成

事業・取組名	内容	担当課
子ども体験活動支援事業	子どもの発達段階に応じた様々な体験活動を支援する事業を充実させることで、ふるさとを愛する心やコミュニケーション能力の育成を図ります。	生涯学習課 学校教育課
子ども夢づくり基金事業	市内の学校に在学する児童生徒の文化活動、体験活動、国際交流活動、地域間交流活動、スポーツ活動、就学支援活動等に要する経費に係る支援を目的に基金を設け、次代を担う子どもたちの育成を図ります。	こども未来課

（2）離島留学の推進

事業・取組名	内容	担当課
島っこ留学事業	対馬特有の自然環境及び歴史文化、国際交流等のなかで、豊かな学びと地域における体験活動等を願う島外の方を対象に、対馬市内の小学校・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒を受け入れ、対馬市の学校の活性化と教育の振興・充実及び地域の活性化を図ります。	教育総務課

（3）児童教育施設の整備

事業・取組名	内容	担当課
学校施設等維持管理整備	児童・生徒が安心して学校生活を送ることが出来るよう、安全な教育環境を整備します。	教育総務課





第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び対馬市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

対馬市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



2 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、（１）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の２区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の３点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

	推計				
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,078	1,039	1,003	981	951
1号認定	130	125	120	118	115
2号認定（教育希望）	47	45	43	42	41
2号認定（保育必要）	558	535	516	506	491
3号認定（0歳）	46	44	43	42	40
3号認定（1・2歳）	297	290	281	273	264
②確保提供総数	1,378	1,378	1,378	1,353	1,353
1号認定（幼稚園）	210	210	210	210	210
1号認定 （認定こども園幼稚園）	89	89	89	109	109
2号認定 （認定こども園保育所）	133	133	133	203	203
2号認定（保育所）	656	656	656	526	526
3号認定 （0歳：認定こども園）	19	19	19	24	24
3号認定（0歳：保育所）	54	54	54	49	49
3号認定 （1・2歳：認定こども園）	69	69	69	94	94
3号認定 （1・2歳：保育所）	148	148	148	138	138
差異（②－①）	300	339	375	372	402

【量の見込み】

平成30年の認定区分ごとの利用率と、令和2年以降の人口推計を元に算出しました。

【確保方策】

各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本市では、比田勝こども園と親愛こども園の2施設が、認定こども園として事業を実施しています。両園ともに幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人一人へのきめ細かな発育を支援しています。

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進と適切な運営を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。



3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日／月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
箇所数	5	5	5	5	5
確保方策	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している5か所で実施し、ニーズに対応していきます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、双方の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

ニーズ調査の結果では、ファミリー・サポート・センターへのニーズは、前回と比較して高まっている状況です。

今後も多様化していくニーズに対応するために、地域資源を活用していく形での事業実施を検討していきます。



③一時預かり事業

保育園や認定こども園で通常の利用時間以外に行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	400	400	400	400
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	400	400	400	400	400

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在、幼稚園型の一時預かりは実施しておらず、一般型のみで実施しています。今後は実施箇所の増加も含めて、状況に応じて事業内容を検討していきます。

④延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	250	250	250	250	250
箇所数	7	7	7	7	7
確保方策	250	250	250	250	250

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在事業を実施している7箇所で事業を実施し、ニーズに対応していきます。



⑤病児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	250	250	250	250	250
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している2箇所（体調不良児対応型）で事業を実施し、ニーズに対応していきます。今後は市内広域で事業の利用ができるよう、実施場所の拡充に向けて検討を行います。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人／年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	85	88	88	84	85
	2年生	87	84	88	87	83
	3年生	46	44	42	44	44
	4年生	24	24	23	22	23
	5年生	15	14	14	14	13
	6年生	6	6	6	6	6
	合計	263	260	261	257	255
箇所数		7	7	7	7	7
確保方策		340	340	340	340	340

**【量の見込み】**

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後しばらくは利用希望者が増加する可能性があります、現在の定員数で十分に対応できる状況です。今後も利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。

⑦妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券（14回分）を併せて交付します。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	220	220	210	200	200

【量の見込み】

近年の訪問実績と人口推計に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

保健師等による実施体制をつくり、出生者のいる全家庭を訪問します。



⑨養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	25	25	25	25

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

母子健康手帳交付時のアンケートや乳児家庭全戸訪問、各種健康診査の状況を参考にしつつ、産婦人科及び小児科と情報を共有して実施します。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】

現在、本市では当該事業の実施はありません。

【確保方策】

計画期間内における実施について、状況を勘案しながら事業実施に関する検討を行います。

⑪利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

今後も引き続き、現体制での対応を実施し、状況に応じて事業実施を検討します。



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

【量の見込み・確保方策】

事業の対象者より申込みがあった場合には、状況に応じて事業実施を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

本市では、当事業についての実施予定はありません。今後、必要に応じて事業実施を検討します。





4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。



5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取組の社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、平成29年に策定した「第3次対馬市男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

【第3次対馬市男女共同参画計画における、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

■職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

具体的な取組	内 容
仕事と家庭の両立支援と子育て支援策の充実	①男女が共に、仕事と家庭における責任を果たし、多様な働き方が選択できるよう、職場優先の組織風土や男性も含めた働き方の見直しなど意識の啓発を推進します。
	②共働き等の家庭の支援のため、保育サービスの充実や、企業などへの育児・介護休業制度、短時間勤務制度導入の普及啓発などにより、子育てしやすい社会づくりを推進します。
	③仕事と生活の調和が図られるよう個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善について普及啓発を図ります。特に男性の育児休業取得を推進し、労働時間の短縮や短時間勤務制度等の普及啓発も推進します。
家庭生活での男女共同参画の推進	①家族が互いに協力しあって、家事・育児・介護など家庭生活における責任を果たせるよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。
	②家庭生活の重要性、育児、介護、家庭教育などについて、学習する機会を提供し、男性の参加を促すとともに、広報啓発に努めます。



6 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めることを目的として令和元年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

（１）放課後子ども教室の概要

それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所をつくり、子どもたちの学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することを目的としています。なお、長崎県では「地域子ども教室推進事業」として、放課後子ども教室が実施されており、放課後に限らず土曜日等も含めた形での教室運営を行っています。

名称	実施場所	対象者	利用時間
西小学校 放課後子ども教室	西小学校ほか	西小学校区の児童	15:00～16:30
大船越小学校 放課後子ども教室	大船越小学校ほか	大船越小学校区の児童	15:30～17:30
地域で子育てを楽しむ会	対馬市交流センターほか	厳原小学校区の児童	10:00～12:00

（２）放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、市内の子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取組みます。

放課後児童クラブについては、今後、利用希望者が増加する可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施については、現在、地理的な条件等の問題により実施に至っていませんが、一体型・連携型の運営の可能性について検討していきます。

今後も放課後児童クラブの実施主体であるこども未来課と、放課後子ども教室の実施主体である生涯学習課との間で実施内容や体制面など含めて協議します。



■計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3	3	4	5	6

■計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

(単位：人／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	7	7	7	7	7
定員数	340	340	340	340	340

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人一人の個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根ざした放課後児童クラブの運営を目指します。





第6章 子どもの貧困に関する取組

1 子どもの貧困に関する現状と課題

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122 万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は 15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす 18 歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は 13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。さらに、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取組を推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

長崎県が平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の対馬市の回答者の調査結果より、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。

■調査期間：平成 30 年 11 月 22 日～平成 30 年 12 月 5 日

■調査対象者

		配布数（件）	回答数（件）	回答率
小学 5 年生	保護者	4,655	4,496	96.4%
	子ども	4,665	4,504	96.5%
中学 2 年生	保護者	4,664	4,443	95.3%
	子ども	4,664	4,447	95.3%
全体		18,658	17,890	95.9%



①相対的貧困の設定

当該調査では、所得階層による相対的貧困率を設定するために、算出の基準となる貧困線の算出を行っています。算出に関する具体的な内容は以下の通りです。

- ①世帯の人数と世帯全員の収入を合わせた手取額（収入から税や保険料を支払った後の額／2017年の1年間）に関する設問により、当該世帯の等価可処分所得（世帯年収を世帯人員の平方根で除した額）を算定します。
- ②上記①で算定した等価可処分所得が、等価可処分所得の中央値の半分の値である97.2万円（貧困線）以上となる世帯の呼称を「世帯区分1（Ⅰ層）」とします。等価可処分所得が97.2万円未満となる世帯の呼称を「世帯区分2（Ⅱ層）」とします。
- ③なお、ここで求めた所得階層区分の割合と、厚生労働省発表の子どもの貧困率とは、調査対象、世帯所得の把握方法等が異なるため、正確に比較できません。（平成28年調査による国の貧困線122万円、貧困率13.9%）
- ④割合は無回答を除いて算出しています。

算出の結果、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数357件のうち43件となり、回答者全体に占める割合は12.0%となりました。

【相対的貧困世帯の状況】

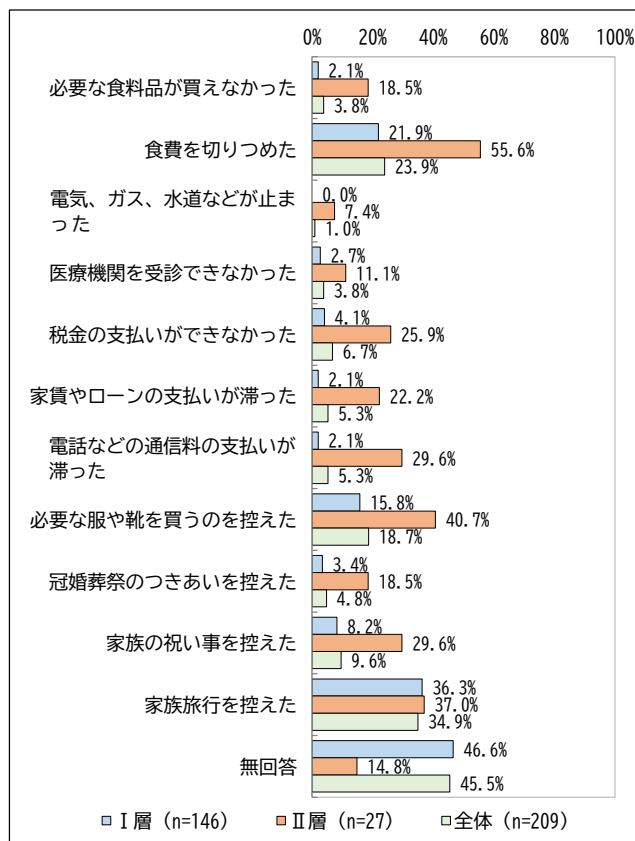
	回答数	Ⅰ層	Ⅱ層	今回の調査による 貧困率
長崎県全体	7,662	6,802	860	11.2%
対馬市	357	314	43	12.0%



②調査結果の内容（抜粋）

以下、貧困線を上回る層（等価可処分所得 97.2 万円以上）に属する回答者をⅠ層、下回る層（等価可処分所得 97.2 万円以下）に属する回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています。

■経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。（中学2年生保護者回答）

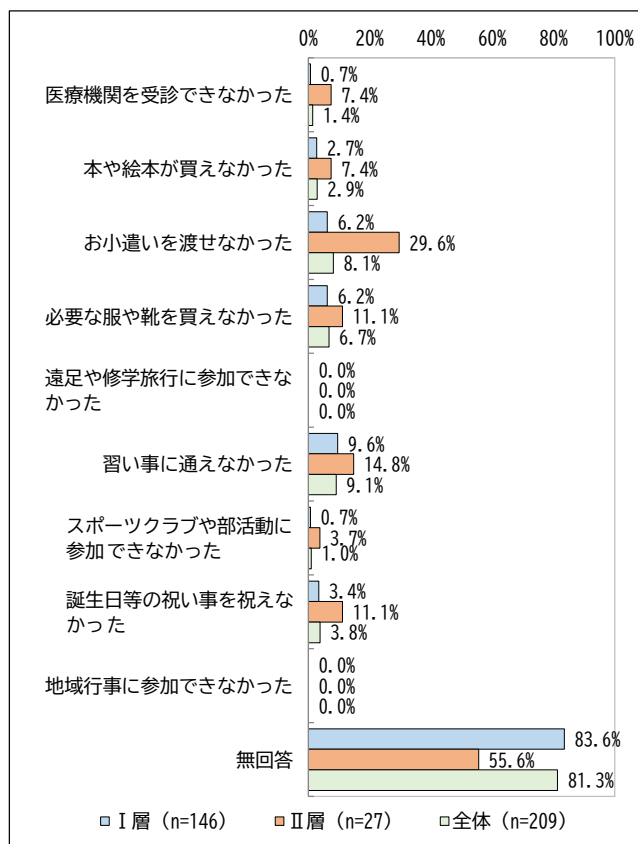


ほとんどの項目で、Ⅰ層とⅡ層の回答結果に大きな差が生じています。

「食費を切りつめた」（Ⅰ層：21.9% Ⅱ層：55.6%）、「税金の支払いができなかった」（Ⅰ層：4.1% Ⅱ層：25.9%）、「家賃やローンの支払いが滞った」（Ⅰ層：2.1% Ⅱ層：22.2%）、「必要な服や靴を買うのを控えた」（Ⅰ層：15.8% Ⅱ層：40.7%）といった項目においても回答の割合の差は大きく、経済的な困難が衣食住を基本とした生活の基盤に大きく影響していることが分かります。



■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(中学2年生保護者回答)

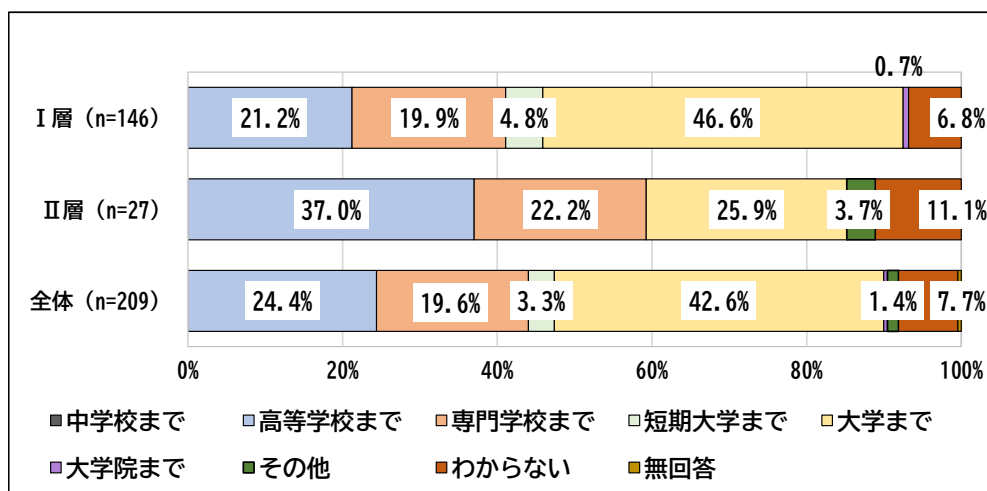


I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「お小遣いを渡せなかった」(I層：6.2% II層：29.6%)が特に差が大きくなっています。

また、「本や絵本が買えなかった」(I層：2.7% II層：7.4%)、「習い事に通えなかった」(I層：9.6% II層：14.8%)、「スポーツクラブや部活動に参加できなかった」(I層：0.7% II層：3.7%)といった項目においても回答の割合に差が見られ、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか(中学2年生保護者回答)

I層と比較してII層では「高等学校」(I層：21.2% II層：37.0%)、「専門学校」(I層：19.9% II層：22.2%)の割合が高くなっています。反面、「大学」(I層：46.6% II層：25.9%)の割合は低くなっており、知識・教養を身に付けることよりも、出来るだけ早く社会人となることを希望していることが考えられます。





2 取組の方向性

(1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人一人が子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組の推進に努めます。





(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所及び学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。



3 取組の内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※¹と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

施 策	内 容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組めます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	内 容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※ ² やスクールソーシャルワーカー※ ³ 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、福祉事務所などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

※¹ プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

※² スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が当てられ、SCと略される。

※³ スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。



③地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

④就学前教育・保育の充実

施 策	内 容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

⑤就学支援の充実

施 策	内 容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。





(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取組みます。

①子どもたちの居場所づくり

施 策	内 容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

②子どもの健康・生活への支援

施 策	内 容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。



③子どもの将来に向けた支援の充実

施 策	内 容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組めます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。

④保護者の就労支援

施 策	内 容
保護者の就労支援	ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組めます。

⑤保護者の健康確保

施 策	内 容
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。



⑥暮らしへの支援

施 策	内 容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	対馬市福祉事務所、対馬市社会福祉協議会等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、ひとり親家庭等に対して、医療費等の助成や、教育費の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

施 策	内 容
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組めます。
ひとり親家庭等への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成などに取り組めます。また、貸付金に関する相談や情報提供を行います。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組めます。



（４）連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す３つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す３つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

施 策	内 容
総合的な児童虐待防止の推進	こども未来課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、対馬市要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。





第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本市では、こども未来課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「対馬市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 対馬市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月1日 条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、対馬市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) その他市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させる必要があると認められるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保険部が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年3月20日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第46号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第13号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

2 対馬市子ども・子育て会議委員名簿

番号	構 成	氏 名	備考 (条例第3条第2号各号)
1	公立保育所保護者 (雞知保育所)	早 田 竜 介	第1号(保護者)
2	公立幼稚園・こども園保護者 (比田勝こども園)	大 浦 紀 真	第1号(保護者)
3	私立保育所保護者 (厳原南保育園)	朽 木 友 祐	第1号(保護者)
4	公立幼稚園・こども園従事者 (比田勝こども園)	原 藤 男	第2号(事業に従事する者)
5	公立保育所従事者 (仁田保育所)	小 宮 ひろみ	第2号(事業に従事する者)
6	私立保育所従事者 (厳原南保育園)	川 上 あゆみ	第2号(事業に従事する者)
7	認定こども園従事者 (親愛こども園)	安 田 親 男	第2号(事業に従事する者)
8	家事育児支援センター	川 上 のぞみ	第2号(事業に従事する者)
9	民生児童委員・主任児童委員	多 田 仁 美	第3号(学識経験を有する者)
10	地域子育て支援センター	阿比留 奈 都	第3号(学識経験を有する者)
11	放課後児童健全育成	篠 田 保	第3号(学識経験を有する者)
12	子育てボランティア	吉 田 千鶴代	第3号(学識経験を有する者)
13	公募	作 元 功 照	第4号(公募)
14	教育委員会学校教育課	糸 瀬 英 俊	第5号(関係行政機関)
15	健康づくり推進部 いきいき健康課	井 田 清 恵	第5号(関係行政機関)



発行：対馬市福祉事務所（福祉保険部こども未来課）

〒817-1201 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-1117 FAX：0920-58-2551